

## 第 2 期碧南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

## 1 見直しの趣旨

市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、必要な場合には、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなっている。

令和 6 年度における幼児期の保育・教育の確保について、待機児童対策として公立保育園及び認定こども園における低年齢児保育の拡充による利用定員の見直し及び民間の事業者による小規模保育事業所を整備するため、計画の見直しを行う。

## 2 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度まで

## 3 見直し内容

令和 6 年度における保育・教育の量の見込み及び確保内容の見直し

低年齢児入所児童増加に伴い幼児期の保育・教育の見込み量及び確保内容の見直しを行い、確保方策は以下のとおりとする。

ア 公立保育園である羽久手保育園及び日進保育園の 2 園において、1 歳児保育を拡充する。

イ 幼保連携型認定こども園ひまわりにおいて、0 歳児～2 歳児保育を拡充する。

ウ 民間による事業者を誘致し、小規模保育事業所を整備する。

## 4 見直し内容の詳細

別紙「資料 4 - 2」のとおり

## 5 議会への報告

2 月 2 9 日開催の福祉健康部会へ報告

## 第 2 期碧南市子ども・子育て支援事業計画の見直し内容の詳細

## 第 4 章 事業計画

## 2 施策の展開

## (1) ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保

35 ページ

## 【量の見込み】

(単位：人/日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 見直し案	令和 6年度 現 行
0 歳	①<3号認定>(保育所)	50	52	61	62	62	62
	②<3号認定>(認定こども園)	15	15	19	18	<u>24</u>	<u>19</u>
	①' <3号認定>(地域型)	0	0	0	0	<u>6</u>	<u>0</u>
1・2 歳	③<3号認定>(保育所)	331	345	351	353	<u>366</u>	<u>354</u>
	④<3号認定>(認定こども園)	72	75	95	96	<u>123</u>	<u>98</u>
	③' <3号認定>(地域型)	0	0	0	0	<u>13</u>	<u>0</u>
3 歳～	⑤<1号認定>(幼稚園)	463	462	452	457	<u>412</u>	<u>453</u>
	⑥<2号認定>(幼稚園)	32	32	31	32	<u>0</u>	<u>31</u>
	⑦<1号認定>(保育所)	0	0	0	0	0	0
	⑧<2号認定>(保育所)	1,161	1,160	1,097	1,088	<u>1,117</u>	<u>1,086</u>
	⑨<1号認定>(認定こども園)	13	14	22	23	<u>42</u>	<u>25</u>
	⑩<2号認定>(認定こども園)	134	133	196	197	<u>196</u>	<u>201</u>
①+③+⑦+⑧(保育所利用計)		1,542	1,557	1,509	1,503	<u>1,545</u>	<u>1,502</u>
⑤+⑥(幼稚園利用計)		495	494	483	489	<u>412</u>	<u>484</u>
②+④+⑨+⑩(認定こども園利用計)		234	237	332	334	<u>385</u>	<u>343</u>
①' +③'(地域型利用計)		0	0	0	0	<u>19</u>	<u>0</u>
合計		2,271	2,288	2,324	2,326	<u>2,361</u>	<u>2,329</u>

36 ページ

## 【確保内容と実施時期】

(単位：人/日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 見直し案	令和 6年度 現 行
0 歳	①<3号認定>(保育所)	67	67	67	67	67	67
	②<3号認定>(認定こども園)	15	15	21	21	<u>24</u>	<u>21</u>

	①' <3号認定> (地域型)	0	0	0	0	<u>6</u>	<u>0</u>
1・2歳	③<3号認定> (保育所)	359	359	359	359	<u>374</u>	<u>359</u>
	④<3号認定> (認定こども園)	82	82	112	112	<u>123</u>	<u>112</u>
	③' <3号認定> (地域型)	0	0	0	0	<u>13</u>	<u>0</u>
3歳～	⑤<1号認定> (幼稚園)	860	860	860	860	860	860
	⑥<2号認定> (幼稚園)	0	0	0	0	0	0
	⑦<1号認定> (保育所)	0	0	0	0	0	0
	⑧<2号認定> (保育所)	1,289	1,289	1,164	1,164	<u>1,149</u>	<u>1,164</u>
	⑨<1号認定> (認定こども園)	27	27	42	42	42	42
	⑩<2号認定> (認定こども園)	136	136	210	210	<u>196</u>	<u>210</u>
①+③+⑦+⑧ (保育所利用計)		1,715	1,715	1,590	1,590	1,590	1,590
⑤+⑥ (幼稚園利用計)		860	860	860	860	860	860
②+④+⑨+⑩ (認定こども園利用計)		260	260	385	385	385	385
①' +③' (地域型利用計)		0	0	0	0	<u>19</u>	<u>0</u>
合計		2,835	2,835	2,835	2,835	<u>2,854</u>	<u>2,835</u>

36 ページ

#### 【確保方策】

確保方策に、「令和6年度において0～2歳児の保育の必要量が増加する見込みであるため、待機児童対策として、公立園及び認定こども園における利用定員の見直しを実施します。また、令和7年4月入所において0～2歳児の入所するための就労要件が月90時間から60時間に緩和されることに伴い、新たに地域型保育事業である小規模保育事業を保育所や認定こども園の補完的な役割と位置づけ、民間による事業者を誘致し、小規模保育事業所を整備します。」を追加する。